

## 宮代町交通安全対策協議会専門部会について

### 1. 目的

当専門部会は、宮代町交通安全対策協議会設置要綱（平成 17 年宮代町要綱第 12 号）第 2 条に掲げる事項を具体的に審議するためのものです。（宮代町交通安全対策協議会専門部会規程第 1 条）

### 2. 交通安全対策協議会専門部会委員

専門部会は、15 人以内の協議会の委員及び一般公募による市民並びに専門の知識又は経験を有するもので組織することとなっております。（宮代町交通安全対策協議会専門部会規程第 2 条）

第 1 回宮代町交通安全対策協議会にて承認のあった下記の方をもって組織します。

氏名	所属等	提案理由
佐野 弘和	杉戸警察署交通課交通総務係長	交通安全に専門の知識を有する者
内山 由榮	宮代町交通指導員会副会長	交通安全行政に経験を有する者
折原 眞知子	宮代町交通安全母の会副会長	交通安全ボランティア団体の者
三浦 保	宮代町さわやかクラブ連合会会長	交通安全に識見を有する高齢者団体の者
新井 志乃	交通安全対策協議会一般公募委員	交通安全に知識を有する小中学生保護者
石毛 圭子	交通安全対策協議会一般公募委員	交通安全に知識を有する小中学生保護者

### 3. 専門部会開催

各地域からの要望を受けた道路反射鏡の設置に関し、宮代町交通安全対策協議会の諮問を受け、専門部会で協議し、設置検討に関する答申を作成します。

#### □第 1 回専門部会

- ・道路反射鏡設置申請の概要
- ・申請箇所の現地調査等

#### □第 2 回専門部会（10 月開催予定）

- ・設置に向けた協議等

※専門部会の協議結果として、本協議会への報告書を作成します。

#### 4. 道路反射鏡（カーブミラー）とは

見通しの悪い交差点やカーブで、運転席からは見えない車や歩行者の存在を知らせるための交通安全施設を道路反射鏡といいます。道路反射鏡は、交差点部では優先道路でない側の道路（従道路）から見て見通しの悪い場所に設置します。

ただし、道路反射鏡が対象物を映し出す範囲には限界があります。このため、見通しが悪ければドライバーが一時停止をし、自分の目で安全を確認することが必要となります。道路反射鏡の役割は、あくまでもドライバーの死角を「補完」するためのものです。



#### 5. 設置に係わる要望

道路反射鏡の新設にあたって設置の公平性・透明性を確保するため、年1回（7月中）、区長・自治会長を通して設置要望を受け付け、交通安全対策協議会専門部会において審議します。（必要な修繕は、町で随時実施しています。）

#### 6. 道路反射鏡の設置状況

現在、町で設置し管理を行っている道路反射鏡は、町内全域で約800本以上あります。なお、過去3年間の実績は下記のとおりです。

	予算額（新設・修繕）	新設数	修繕数
令和4年度	298.4万円	3基	14基
令和5年度	298.4万円	4基	16基
令和6年度	298.3万円	6基	21基

※令和7年度予算238.7万円、申請件数8件分となります。

#### 7. 設置に関する考え方

道路反射鏡は、原則として次の要件を満たす場合に設置することとしています。

ただし、道路反射鏡の設置は予算の範囲内で行います。申請件数が多い場合、要件を満たしていても設置できないことがありますので、現場の状況を踏まえながら、設置の優先順位を検討していきます。

##### <設置の条件>

道路反射鏡の設置については、町道が交わる場所又は町道と県道とが交わる不特定多数が利用する場所とします。私道から町道への出入口等の利用する者が特

定される場所は、設置できません。

<検討内容>

要望のあった箇所については、各委員の皆さんで現地確認を行っていただき、各委員の意見をもって部会としての優先順位を検討していきます。

[要件]

- ・塀などの工作物により、見通しが悪く安全確認が困難であること。
- ・車両等の通行に十分な道路幅員が確保されており、道路反射鏡の設置により通行に支障が生じないこと。
- ・町道と県道又は町道と町道の交差点、もしくは町道のカーブであること。